

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から同年12月まで

社会保険庁に照会したところ、昭和58年4月から同年12月までの国民年金保険料納付の事実は確認できるが、還付していると回答があった。還付の理由も無いし、還付された期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

昭和58年4月、個人医院に就職したが、厚生年金保険には加入しておらず、健康保険は医師国民健康保険であった。数年後に役場から国民年金保険料が未納との通知があり、不思議に思いながら一括で支払った記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月20日に国民年金の被保険者資格を喪失し、納付済みであった58年4月から同年12月までの国民年金保険料が還付されていることが、A町(現在は、B市)の被保険者名簿により確認できるが、当該期間は、申立人は、厚生年金保険に加入しておらず、強制加入被保険者として、国民年金の被保険者となる期間であり、国民年金保険料を還付する合理的な理由はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月及び同年 3 月

昭和 40 年 2 月に母が国民年金の加入手続をし、20 歳にさかのぼって国民年金に加入した。

昭和 44 年 5 月に結婚するまでは母が国民年金保険料を納付していた。

加入届を昭和 40 年 2 月に行ったため、39 年 1 月から 3 月分は過年度保険料となり、現金納付した。

昭和 39 年 1 月分を 40 年 2 月 4 日に納付し、4 月分を 2 月 27 日、5 月分を 3 月 30 日、6 月分を 4 月 20 日と順に納付しているのに、2 月分と 3 月分を納付しないで 4 月分を納付することはあり得ない。

申立期間の保険料を納付したことを証明する書類等はないが、社会保険庁の記録では申立期間が未納期間となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間である上、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親は、国民年金発足当時から国民年金に加入し、すべての加入期間の保険料を納付している。

さらに、申立人の母親は、申立人の国民年金加入手続の際、昭和 39 年 1 月分の国民年金保険料を過年度納付し、同年 4 月から同年 6 月分を現年度納付、同年 7 月から翌年 3 月分を過年度納付しており、申立期間の保険料のみを納付しないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年9月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から50年3月まで
② 昭和51年4月から53年2月まで
③ 昭和54年9月から55年4月まで

昭和49年3月会社退職後、役場で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料は夜間集金に来ていた人に自分で渡していた。申立期間については、保険料を納めたはずだから納付済みと記録を訂正してほしい。50年4月から51年3月までの期間については、領収書を提出し、納付と認められた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、社会保険事務所の特殊台帳により、申立人が国民年金保険料を納付したことが確認できる。

また、同台帳には、「還付昭和54年8月から55年6月まで」と記載されているが、申立人は厚生年金保険被保険者の資格を昭和54年9月21日に喪失し、55年5月1日に再取得しているところ、国民年金の強制加入期間である申立期間③（54年9月から55年4月まで）の期間の国民年金保険料を還付する合理的な理由は無い。

2 一方、申立期間①及び②については、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人からは、国民年金保険料の納付方法、金額等の具体的な供述は得られず、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人には、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間及び国民年金の未加入期間が散見される上、申立人の妻についても、申立期間①は、1か月を除き国民年金の未納期間、申立期間②は国民年金の未加入期間であ

り、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年9月から55年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

平成3年4月から国民年金に強制加入となったが、当時学生であったので、国民年金保険料の免除申請を行い、3年8月から4年3月までの保険料が免除となった。

一度免除申請を行ったため、学生の間は免除になると思っていたが、後で毎年申請を行う必要があることが分かり、平成4年4月から5年3月までが未納となっていた。

平成5年4月に就職し、その年の夏ごろ、実家へ未納分の国民年金保険料の納付書が送られてきた。実家の母が役場に未納分の保険料を確認し、5万4,000円を2回、A銀行で納付したので、未納となっているはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間である上、申立人の申立期間以外の国民年金保険料の納付状況は、納付又は申請免除となっている。

また、申立人の妹及び弟は、20歳から就職して厚生年金保険に加入するまでの国民年金加入期間について、国民年金保険料が納付済みとなっており、申立人の申立期間の保険料を納付したとされる申立人の母親は、「申立人を含む三人の子の国民年金保険料を私が払っていた。」と供述しているとともに、申立人の妹も「自分の国民年金保険料は母が納付してくれていた。」と供述している上、申立人の母親が、申立人の妹の国民年金保険料を納付し始めたのは平成5年10月ごろからであり、その時期は申立人の未納分の国民年金保険料の納付書が届いた時期と同時期であり、申立人の妹の保険料を納付している申立人の母親が、申立人の未納分の国民年金保険料の納付書を受領しながら、納付を行わないとは考え難い。

さらに、学生時代の国民年金の加入手続や免除手続及び卒業後の未納分の国民年金保険料の納付方法など、申立人の申立内容は具体的であるとともに、申立人の母親が納付したとする金額は、申立期間の保険料額と概ね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年7月までの期間及び51年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から同年7月まで
② 昭和51年4月から同年6月まで

社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、妻や義父が納付済みとなっているのに自分だけが未納となっているのはおかしい。自分のほうが妻より年上なので自分の分を先に納付するのが普通だと思う。

昭和45年3月ごろ、義姉に国民年金の加入手続をしてもらい、以降は地区での集金にて家族4人分（申立人、妻、義父、義母）を毎月納付していたか、もしくは自分でA市役所へ納付に行っていた。額はよく覚えていない。

A市役所の被保険者名簿において、昭和45年4月から同年7月まで「納」の印があったものを消している点が不自然である。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は4か月、申立期間②は3か月といずれも短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年11月ごろ払い出されており、申立人は、44年12月から45年3月にかけて、過年度納付及び特例納付により36年4月にさかのぼって国民年金保険料を納付している上、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さをうかがうことができる。

また、申立人は、昭和55年1月から同年3月までの期間、56年1月から同年3月までの期間並びに57年2月及び同年3月の保険料をそれぞれ過年度納付していることから、申立人が保険料の未納について、市役所、社会保険事務所から通知を受けて、これを納付しないと考えるのは考え難い。

さらに、A市の被保険者名簿の記録において、申立期間①については、納付済みであることを示す「納」のゴム印を押されていたものが線で消されている上、申立期間①の直前の昭和45年1月から同年3月までの期間が、B町の被保険者名簿の納付記録により、平成20年8月27日に、未納から納付済みへと社会保険庁の記録が訂正されているほか、同町の被保険者名簿の検認記録欄によると、昭和45年3月11日及び同年3月17日に36年4月までさかのぼって国民年金保険料を納付していることが確認できるが、45年3月は特例納付実施期間ではなく、本来であれば時効により納付できない期間の保険料を納付したこととされており、収納事務及び納付記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していた申立人の配偶者及び義父は申立期間の保険料を納付している

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社本社における資格喪失日に係る記録を40年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年10月31日から同年11月1日まで
(A社)
② 昭和40年4月1日から同年5月1日まで
(B社)

A社には、昭和36年4月10日から39年10月31日まで勤めており、同年11月1日からB社C営業所に勤め始めた。社会保険庁の記録では、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失が39年10月31日とされているが、同年11月1日が厚生年金保険被保険者資格喪失日となるはずである。

また、昭和39年11月1日にB社に就職し、C営業所、D工場と転勤した後、40年3月末日にE工場に転勤した。申立期間において給与の支払いは受けていたが、保険料控除に関しては覚えていない。B社において勤務は継続していた。

申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録及び申立人の上司、同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②においてB社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和40年3月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にB社本社から

E工場に異動した申立人を含む4名全てに被保険者期間の欠落が生じていることから、B社本社において厚生年金保険法に則した資格の得喪に係る届出事務が行われていなかったと認められ、事業主が昭和40年4月1日を資格喪失日として届け出たと考えられる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①に係るA社は、既に廃業しており、当時の人事記録、賃金台帳等申立期間に係る在籍及び厚生年金保険料の控除が確認できる資料が無い上、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

また、申立人がA社退職後すぐに入社したとするB社に係る申立人の雇用保険被保険者資格取得日は昭和39年10月1日とされている上、A社の元総務担当者は「自分は社会保険事務の担当者ではなかったが、当時、月の途中で退職した者について、月末日を資格喪失日とする届出を行っていた可能性もあると思う。」と供述しており、申立期間①において、申立人がB社の従業員であった可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の同僚等からも申立人の在籍期間や申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる供述は得られず、申立てを裏付ける関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月から同年6月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月25日、資格喪失日に係る記録を同年7月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を48年2月から4月までは5万2,000円、同年5月及び6月は6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月19日から同年10月1日まで

B社退職後、友人の誘いもあって、再度A社に勤務した。主に車の整備業務を担当していた。給与明細書等を保管しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めて欲しい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る失業保険被保険者離職証明書事業主控及び申立人が保管するA社に係る給与明細書により、申立人は、昭和48年2月25日からA社に継続して勤務し、申立期間のうち、48年2月から同年6月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和48年2月から同年7月までのA社に係る給与明細書の保険料控除額から、48年2月から4月までは5万2,000円、同年5月及び6月は6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているに

もかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 2 月から同年 6 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書により、申立人の同年 9 月の給与から 8 月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立人は同年 8 月分及び 10 月分の給与明細書を保管しておらず、A 社においても申立期間当時の賃金台帳等を保管していないため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 324

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から53年3月まで
税金と同じように義務として加入できる年齢になった昭和44年6月から、自分で国民年金に加入して、保険料を納付している。兄弟も国民年金保険料を納付しており、父親もとても厳しく保険料を納付しないなどということは無かった。

社会保険庁の記録では、昭和44年6月から53年3月までの国民年金保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は106か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月28日以降に払い出されており、申立人は44年6月にさかのぼって資格取得しているが、申立期間の一部は、番号の払い出し時点で、時効により、保険料を納付できない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は無い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等に関する記憶は曖昧であり、加入手続に同行したとされる申立人の兄嫁の記憶も曖昧であるため、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から50年1月まで
社会保険庁の記録では、昭和49年6月から50年1月までの期間は、国民年金の未加入期間となっているが、会社を退職するたびに国民年金の加入手続を行い、毎月納付してきたので、国民年金の未加入期間があることには納付ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳、社会保険庁のオンライン記録及びA町の被保険者名簿では、昭和46年10月1日国民年金の被保険者資格を喪失、50年2月16日国民年金への強制加入で一致しており、申立人は、申立期間当時、任意加入対象者であるため、申立期間は未加入期間となり、A町において、申立人の保険料にかかる納付書の作成等を行われなかったと考えられる。

さらに、申立期間直後の国民年金保険料の納付済期間については、一括納付していることが、社会保険庁の特殊台帳及びA町の被保険者名簿により確認できることから、申立期間について、毎月納付していたとする申立ては不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月及び同年 3 月
親に勧められて国民年金に加入し、保険料は私の兄が納付していた。社会保険事務所から昭和 39 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料は還付されていると説明を受けたが、私も兄も還付金を受取った記憶が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳により、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できるが、申立人は、昭和 39 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、納付済みであった 39 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、社会保険事務所の還付整理簿に、申立人の国民年金手帳記号番号、氏名、金額、還付事由、決定年月日、支払年月日が記載されており、その記載内容に不合理な点は見られず、還付手続が適正に処理されたことを疑わせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、還付が行われたとされる昭和 39 年 9 月ごろに、転居等申立人の生活状況に変化は無かったと述べており、還付通知書が送達不能であった可能性は無かったと考えられ、ほかに国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年8月まで
社会保険庁の記録では、昭和43年4月から44年8月までが国民年金の未加入期間となっているが、当時、私は、大学生であり、叔母から実家のある町において、私の国民年金保険料を納付しているとの連絡を受けていたので、国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の叔母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付しているとの話を聞いたことがあると供述しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付については関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする叔母は既に死亡しており、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和51年7月に夫婦連番で払い出されたことが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間において、申立人は学生であり、任意加入期間となるため、さかのぼって、国民年金への加入、保険料の納付ができない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が散見され、ほかに申立人の叔母が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年10月までの期間、40年11月から43年2月までの期間、43年3月から48年9月までの期間、49年1月から同年9月までの期間、53年5月から54年3月までの期間、54年4月から61年3月までの期間及び61年4月から平成2年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年10月まで
② 昭和40年11月から43年2月まで
③ 昭和43年3月から48年9月まで
④ 昭和49年1月から同年9月まで
⑤ 昭和53年5月から54年3月まで
⑥ 昭和54年4月から61年3月まで
⑦ 昭和61年4月から平成2年10月まで

昭和38年頃A市役所にて国民年金の加入手続をし、その後、同市役所にて、自分もしくは妻が毎月国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納、免除、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月に夫婦連番で払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情はない。申立人は、38年以降、保険料を毎月納付してきたと主張しているが、申立期間①、②及び③を納付するためには特例納付、申立期間④を納付するためには過年度納付によることとなり、申立人の36年4月から39年3月までの保険料については特例納付により、48年10月から同年12月までの期間及び49年10月から50年3月までの期間の保険料については、過年度納付により納付されていることが社会保険事務所の特例台帳及びA市の被保険者名簿により確認でき、申立人の保険料納付に関する記憶が曖昧であることがうかがわれる。

また、申立人の妻は、2回程、過去の保険料をさかのぼって納付したことを

記憶しているところ、社会保険事務所の特殊台帳及びA市の被保険者名簿により、申立人及び申立人の妻が昭和50年12月に特例納付及び過年度納付を、51年12月及び53年7月に過年度納付をしていることが確認でき、これ以外に申立人が申立期間①、②及び③の保険料を特例納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

さらに、申立人は、昭和51年12月に過年度納付した時点で、申立期間④は、時効により納付できない期間である。

加えて、申立人は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てているが、申立期間⑤及び⑥については、申立人の妻も申立人と同様に昭和53年5月から54年3月まで未納、54年4月から61年3月まで申請免除とされている。

このほか、すべての申立期間について、保険料を納付したことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間は7回、合計で273か月と長期間である上、A市の国民年金被保険者名簿において、平成8年12月18日に申立人が市役所に過去の未納保険料を納付する旨を申し出て、62歳まで保険料を納付すれば年金受給権が発生するとの説明を受けていることが確認でき、この時点で、申立人は、過去の未納期間について認識していたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 2 月から同年 5 月まで (A 社)
② 昭和 36 年 6 月から 37 年 6 月まで (B 社)
③ 昭和 37 年 7 月から同年 10 月まで (C 社)

高校卒業後、同級生 4 人一緒に A 社に就職し、その後同時に退社した。
昭和 36 年 6 月、B 社に就職したが、約 1 年後に退職し、すぐに C 社に就職した。

A 社、B 社、C 社いずれも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②における A 社、B 社の所在地等に関する申立人の記憶は具体的であり、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立期間①の A 社及び申立期間②の B 社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、申立人が記憶している A 社の同僚及び B 社の同僚についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、A 社、B 社共に、申立期間当時の所在地及び周辺地区に当該事業所と思われる事業所は存在せず、廃業していると考えられる上、事業主、同僚等の供述を得ることもできず、申立期間当時、申立人の A 社及び B 社での勤務状況や厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

2 申立期間③における C 社は、社会保険庁の記録によると、申立期間後の昭和 39 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、社会保険事務所が保管する C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名の

記載は無く、整理番号に欠番は無い。

また、C社は、「申立期間当時の資料が無く、申立人が勤務していたか不明である。」としている上、申立人はC社における同僚の氏名を記憶しておらず供述も得られないため、申立人のC社での勤務状況や厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

- 3 このほか、申立期間のすべてにおいて、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月ごろから 42 年 1 月ごろまで
(A事業所)
② 昭和 47 年 8 月ごろから 48 年 1 月ごろまで
(B事業所)

昭和 40 年 5 月ごろから東京の A 事業所に加盟する新聞販売店に勤務し、朝刊、夕刊の配達及び集金をしていた。42 年 1 月ごろに退職した後、45 年 5 月 1 日に再度、同事業所に就職して、46 年 1 月 10 日まで勤務したが、社会保険庁の厚生年金保険加入記録では、最初に勤務した 40 年 5 月ごろから 42 年 1 月ごろまでの期間が未加入となっていた。

また、昭和 47 年 8 月ごろから 48 年 1 月ごろまでの期間及び 48 年 10 月 8 日から同年 11 月 7 日までの期間、B 事業所に勤務したが、社会保険庁の厚生年金保険加入記録では最初に勤務した 47 年 8 月ごろから 48 年 1 月ごろまでが未加入となっていた。B 事業所では家具の製造に従事していた。

厚生年金保険料の控除については覚えていないが、両事業所とも、最初の勤務と 2 回目の勤務の時とは、仕事内容、勤務形態は変わることはなかったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A 事業所及び B 事業所は既に廃業しており、当時の人事記録、賃金台帳等申立人の勤務状況が確認できる資料が無い上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことについて確認ができない。
- 2 申立期間①について、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 45 年 5 月 1 日に厚生年金保

除の資格を取得し、46年1月10日に資格を喪失したとされており、これ以前に申立人が資格を取得していることは確認できず、申立期間①において同名簿の整理番号の欠番は無い上、申立期間①における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、A事業所の従業員記録を引き継いでいるC社が保管する社会保険加入者の名簿（厚生年金加入喪失者台帳）において、申立人の厚生年金保険加入記録は昭和45年5月1日資格取得、46年1月10日喪失とされており、社会保険事務所の記録と一致する。

さらに、C社では、「当時、A事業所に加盟していた販売店の従業員の厚生年金保険加入は、加盟販売店の判断に委ねており、販売店によって加入は区々だった。」としている上、申立人が勤務していたとする販売店主のA事業所での厚生年金保険加入記録も確認できないことから、申立人が勤務していた販売店が、申立期間①当時、申立人を厚生年金保険に加入させていなかった可能性もうかがわれる。

加えて、申立人は同僚の氏名を覚えておらず、申立人の在籍期間等についての供述は得られない。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所が保管するB事業所の被保険者原票において、申立人は昭和48年10月8日に厚生年金保険の資格を取得し、同年11月7日に資格を喪失とされており、これ以前に申立人が資格を取得していることは確認ができず、申立期間②において同原票の整理番号に欠番は無い上、申立期間②における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、B事業所の当時の事業主は、「当時はすぐ辞める者が多かったため、3か月の試用期間後、様子を見て厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、B事業所では従業員の入社後すぐに厚生年金保険資格取得手続きをしていたわけではないと考えられる。

さらに、申立人が記憶している同僚は既に死亡しており、供述を得ることができない。

- 4 このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から36年2月11日まで
昭和36年2月ごろ、祖母の看病のためA社を退職した。退職後、A社には行っていない。
脱退手当金を受給したことになっているが、一時金を受取った記憶はない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和36年2月の前後2年以内に資格喪失した者であって、2年以上の被保険者記録がある者17名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14名に支給記録があり、そのうち10名は資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、申立人についても事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和36年6月29日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から脱退手当金の裁定を行った社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。